平成３０年（フ）第４６４号
大阪市西成区南津守３丁目２番62号　スローライフ南　213
債務者　日野　直人
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０２号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―713号、前住所大阪市都島区毛馬町４丁目７番２号　コーポＨＡＮＩＷＡ毛馬　301号
債務者　山之内佐智代
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５号
大分県速見郡日出町大字豊岡748番地１　ユーハイツ豊岡　108
債務者　谷　真由美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第８号
栃木県真岡市荒町２丁目12番地５　プロムナードさくらＢ棟201号
債務者　宮川　隆明
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３１号
栃木県宇都宮市御幸本町4650番地５
債務者　常盤　芳江
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３２号
栃木県宇都宮市下岡本町3737番地５　メゾン・ド・ティグレ202
債務者　山先　健二
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４６号
東京都日野市旭が丘５丁目５番地の６小山マンション第１　101
債務者　森田　由紀（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１７号
神奈川県鎌倉市山崎941番地１　フジハイツ102
債務者　波多野科子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０号
東京都福生市大字福生1748番地１Ｖｉｌｌａ　Ｆｌｏｒａ209号室
債務者　小池　摩季
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４６号
岡山市北区花尻127番地11
債務者　高畑　保広
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８号
岡山市南区芳泉１丁目３番13号　当新田市営住宅13―２
債務者　福本　富子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
長崎県南島原市深江町丁4128番地２　永石コーポ６号
債務者　樫本　安之
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１４９４号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和めじろ台レジデンス909号
債務者　山崎　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３３号
東京都町田市本町田1503番地８まほーむ本町田２号棟１号室
債務者　玉木　友好
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部